

目次

○ 骨子（案）	1
---------	---

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」骨子（案）

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する国及び地方公共団体の施策を総合的に推進するための基本的事項を次のように定める。

この基本的事項は、高齢化の進展が進む中で、乳幼児期からの歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、すべての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、歯科口腔保健の推進に関する国及び地方公共団体の施策を総合的に推進するための基本的な事項を示すものである。

第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

1. 口腔の健康の保持、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小

- ・口腔の健康の保持が全身の健康に影響を及ぼすことから、歯科口腔保健を通じて、国民保健の向上に寄与する。
- ・ライフステージごとの特性等を踏まえるとともに、個人が行うセルフケアと歯科専門職が行うプロフェッショナルケア等を組み合わせて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進することにより、口腔の健康の保持及び歯科口腔保健に関する健康格差の縮小を実現する。

2. 歯科に関連する疾患の予防

- ・う蝕や歯周病等の歯科に関する疾患を予防するために、歯科疾患の成り立ちや予防方法について普及啓発を行うとともに、生活習慣を改善して健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を推進する。

3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得、口腔機能低下の軽減

- ・食べる喜び、話す楽しみ等の QOL（生活の質）の向上を図るためには、口腔機能の獲得及び口腔機能低下の軽減が重要である。
- ・高齢期においては、摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすく、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期（高等学校を含む。）にかけて、良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能を獲得し、成人期・高齢期にかけて口腔機能の低下の軽減を図っていくことが重要である。
- ・口腔機能の獲得と口腔機能低下の軽減を図るためには、歯科保健指導による生活習慣の改善（頬づえ、口呼吸等の習癖の除去等）を促進することが重要である。

4. 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者

- ・障害者、介護を必要とする高齢者その他の者で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その特性に応じた配慮をした上で歯科口腔保健を推進していく必要がある。

5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- ・ 歯科口腔保健に携わる人材の育成を推進していく必要がある。
- ・ ライフステージ等に応じた多様な歯科口腔保健を推進するために、国及び地方公共団体に歯科専門職を配置することが望ましい。
- ・ 医科・歯科連携等の多職種連携を推進していくことが重要である。
- ・ 歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくために、口腔保健支援センターを設置することが望ましい。
- ・ 国民の主体的な歯科口腔保健を支援するためには、十分かつ適切な情報提供が必要である。
- ・ 歯科に関する疾患の早期発見及び早期治療を行うため、定期的に歯科に係る検診を受けることの勧奨を行う。

第二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項

1. 目標・計画設定と評価の考え方

- ・ 歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能な具体的目標を設定することを原則とする。
- ・ アウトカムとしての目標と、その目標を実現するためのプロセスとしての計画を設定する。
- ・ 「歯科に関連する疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得、口腔機能低下の軽減」のための目標・計画は、ライフステージごとの特性を踏まえたものとする。
- ・ 対象期間を10年に設定した上で必要な目標・計画を設定する。
- ・ 歯科口腔保健の推進にかかる施策の成果については、基本的事項の策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、最終年度に再度評価を行うことにより、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映できるようにする。

2. 歯科口腔保健を推進するための目標

(1) 口腔の健康の保持、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小に関する目標

- ・ 口腔の健康の保持
- ・ 歯科口腔保健に関する健康格差の縮小

(2) 歯科に関連する疾患の予防における目標、計画

① 乳幼児期

【目標】 ・ 健全な歯の成長・育成（う蝕のある者の減少）

【計画】 ・ 普及啓発（歯科疾患、歯科口腔の外傷等に関する知識）

- ・ フッ化物の応用
- ・ 代用甘味料の適正使用
- ・ 予防填塞の応用
- ・ 間食における甘味食品摂取の制限
- ・ 歯科保健指導の実施

- ・その他

② 学齢期（高等学校を含む）

【目標】 ・ 歯科口腔状態の向上（う蝕のある者の減少、歯肉炎の減少、歯科口腔の外傷予防）

【計画】 ・ 普及啓発（歯科疾患、歯科口腔の外傷等に関する知識）
 ・ フッ化物の応用
 ・ 代用甘味料の適正使用
 ・ 予防填塞の応用
 ・ 間食における甘味食品摂取の制限
 ・ 歯科保健指導の実施
 ・ その他

③ 成人期（妊産婦を含む）

【目標】 ・ 健全な歯科口腔状態の維持（歯周病を有する者の割合の減少、未処置歯を有する者の割合の減少）

【計画】 ・ 普及啓発（歯周病と糖尿病・喫煙の関係性等に関する知識）
 ・ 生活習慣の改善（禁煙支援）
 ・ 歯科保健指導の実施
 ・ ブラッシングの習慣化
 ・ その他

④ 高齢期

【目標】 ・ 歯の喪失防止（8020達成者の増加、未処置歯を有する者の割合の減少）

【計画】 ・ 普及啓発（根面う蝕等に関する知識）
 ・ 歯科保健指導の実施
 ・ その他

（3）口腔機能の獲得、口腔機能の低下の軽減における目標、計画

① 乳幼児期、学齢期（高等学校を含む）

【目標】 ・ 口腔機能の獲得（良好な歯列・咬合を有する者の割合の増加）

【計画】 ・ 普及啓発（口腔・顎・顔面の成長発育、歯並び、かみ合わせ、習癖、呼吸、発語機能、顎関節、摂食・嚥下等に関する知識）
 ・ 歯科保健指導の実施
 ・ 食育支援
 ・ その他

② 成人期、高齢期

【目標】 ・ 口腔機能低下の軽減（よく噛んで食べる人の増加）

【計画】 ・ 普及啓発（口腔の健康と全身の健康との関係、歯並び、かみ合わせ、習癖、呼吸、顎関節、摂食・嚥下等に関する知識）
 ・ 歯科保健指導の実施
 ・ ブラッシングの習慣化（入れ歯、舌のブラッシングを含む）

- ・ 口腔機能の維持・向上に関する取組の推進
- ・ 食育支援
- ・ その他

(4) 定期的に歯科検診、歯科医療を受けることが困難な者における目標、計画

① 障害者・要介護高齢者

【目標】 ・ ※口腔保健管理の向上【P】平成 23 年度厚生労働科学研究（特別研究）により記載予定

【計画】 ・ 【P】〇〇に関する実態把握（上記厚労科研で対応可能か）
 ・ 普及啓発（歯科疾患、医療・介護サービス、摂食、嚥下機能、口腔ケア等に関する知識）
 ・ その他

(5) 社会環境の整備における目標、計画

【目標】 ・ 歯科口腔保健の推進体制の整備（歯科検診の受診者の増加、う蝕の地域格差の縮小）

【計画】 ・ 歯科口腔保健に関する条例の策定
 ・ 歯科口腔保健法に基づく基本的事項の策定
 ・ 医療計画に歯科医療機関の位置付けを記載
 ・ 歯科専門職の配置、地域歯科口腔保健の推進のための人材の確保及び育成
 ・ 口腔保健支援センターの設置
 ・ 社会環境整備の進捗状況のモニタリング体制の整備
 ・ 情報提供体制の確保
 ・ 歯科口腔保健に関するデータベースの構築
 ・ 医科・歯科連携体制の確保（禁煙指導、妊産婦、糖尿病、周術期管理、口腔・顎・顔面の発育不全等において）
 ・ 行政、地域の医療機関（歯科も含む）、学校、児童相談所、健康増進事業実施者等との連携体制の確保
 ・ 歯科に係る検診の勧奨、実施体制の整備
 ・ かかりつけ歯科医の普及
 ・ その他

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の推進計画の策定に関する基本的な事項

1. 歯科口腔保健の健康計画の目標、計画の設定と評価

- ・ 都道府県・市町村の歯科口腔保健の推進計画の策定に当たっては、第二に掲げた目標・計画を勘案してかつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標、計画等の基本的事項を設定し、定期的に評価及び改定を実施するよう努めるものとする。

2. 計画策定の留意事項

- ・地域の歯科口腔保健の状況を把握するよう努めるものとする。
- ・ライフステージ及び特別な配慮を必要とする者の区分は、国が策定する基本的事項を参考に、地域の実情を踏まえて設定することが望ましい。
- ・地域の連携体制にのっとりた歯科口腔保健の推進計画を策定するよう努めるものとする。
- ・基本的事項の策定に当たっては、大学等研究機関及び地域住民等と連携するよう努めるものとする。

第四 調査及び研究に関する基本的な事項

1. 調査の実施及び活用

- ・国は、歯科口腔保健を推進するための目標、計画を適切に評価する上で、歯科疾患実態調査等の企画については、その時期に配慮して実施する。
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等は、歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、学校保健統計調査、健康診査、保健指導、診療報酬明細書その他の各種統計等を基に、個人情報の保護に留意しつつ、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施策の評価に十分活用する。
- ・地方公共団体等は、各種統計等から得られた情報を、個人の歯科口腔保健の推進に活用できる形で地域住民に提供するよう努めるものとする。

2. 研究の推進

- ・国及び地方公共団体は、国民の歯科口腔保健の状況に応じて、歯科口腔の健康と全身の健康及び疾患との関係、歯科疾患と生活習慣との相関関係等についての研究を推進し、その研究結果を的確かつ十分に情報提供するものとする。
- ・国は、科学的根拠にもとづく歯科口腔保健を推進するために、歯科口腔保健に関するデータベースを構築するよう努めるものとする。
- ・地方公共団体は、地域における歯科口腔保健の状況を把握するために、歯科口腔保健に関するデータベースを構築するよう努めるものとする。

第五 その他

- ・平成元年（1989年）より取り組んできた8020（ハチマルニイマル）運動は、引き続き推進していくこととする。本基本的事項において基本的な方針として掲げている「歯科に関連する疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得、口腔機能低下の軽減」を図ることは、80歳で自分の歯を20本持つという目標の達成に資するものである。